

# 【令和8年度募集要項】



# にこにこけいあい

1・2歳児対象一時預かり保育事業(幼稚園型Ⅱ)のご案内



令和8年1月

学校法人 敬愛学園 山田敬愛幼稚園 園長 小谷 秀成

令和8年5月1日より、1・2歳児のお子様を対象に私立幼稚園という安定した環境のもとで教育・保育を提供する「にこにこけいあい」(1・2歳児対象一時預かり保育事業Ⅱ)を開設します。利用するためには、保育所と同様利用するためには、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。提出書類については、次ページ以降をご覧ください。

## ● にこにこけいあい入会要項 ●



- ◆募集人数 1歳児 3名 2歳児 5名 合計8名
- ◆利用の為の要件 ご利用には保育所等の利用と同様に3号認定を受けること(就労等保育を必要とする要件)が必要です。※「教育のため」「集団生活の経験のため」等の理由だけでは利用できません。
- ◆入会対象者 令和5年4月2日生～令和7年4月1日生のお子様 ※入所日時点で満3歳児は対象外
- ◆保育時間 8:00～18:00 月～金曜日 ※土曜日は開園しません。
- ◇休業日 土日祝・お盆(8月13～16日)・年末年始(12月27日～1月4日)  
創立記念日(5月20日)・園長が定めた日(幼稚園行事代休等)
- ◆担当職員 保育士・子育て支援員
- ◆利用料金(月額) 保育料(給食費、おやつ代を含む)  
1・2歳児共通: 77,800円
- ◆諸費用月額: 特別行事費 640円(お誕生日会・遠足・一日動物園・各行事費と「おうちえん」(アプリクラスだより)に充当します)  
貸し布団費 1,400円、給食費(外部搬入給食です。費用は保育料に含みます)  
冷暖房費 700円(7～9月、12～3月の7ヶ月間)  
※毎月17日に登録料金を振替致しますので、欠席されても費用の変更はありません。  
※現金での徴収は致しません。※ゆうちょ銀行からの自動振替にて引落しですので、詳細は受付後にご案内します。  
※給食は児童が1歳半を迎えた翌月からの提供を基本とし、給食を提供するまでの期間については、通常の利用料から給食実費(6,200円)を控除します。提供にあたっては、離乳食は提供できませんので、保護者の承諾を得た上で幼児食に対応できるまでの期間に限り弁当持込等、児童の発達状況等により個別に判断します。
- ◆購入用品代 1歳児=2,640円、2歳児=5,990円  
出席ノート・名札・氏名印・念珠・乳児連絡ファル・カラー帽子UV・ぽこぽこ(2歳のみ)
- ◆バス費用 4,400円(バス利用者のみ)  
※バス利用は満3歳を迎えた翌月からバス定員に空きがあれば利用可です。  
但し、お子さんの発育により安全が確保できない場合はお断りすることがあります。

## ◆一日の保育の流れ

時間	保育内容	時間	保育内容
8:00~10:00	登園、自由あそび（外あそび）	12:30~15:00	午睡
10:00~10:15	入室、おやつ	15:00~16:00	おやつ・自由あそび
10:15~11:15	設定保育・お散歩	16:00~	降園のあいさつ
11:15~12:30	給食・自由あそび	16:00~18:00	順次お迎え

## ◆年間行事日程

行事名	実施月	幼稚園との合同有無と内容	備考
入園式	×	【×】 実施なし	初登園日に通常登園
お誕生日会	年6回	【○】 幼稚園と合同で実施	2ヶ月に1回、幼稚園遊戯室にて実施
一日動物園	5月	【○】 幼稚園と合同で実施	どうぶつふれあい時間は乳児の適切な環境を設定
内科・歯科健診	6・1月	【○】 年1回実施	医師が幼稚園・保育園へと移動して健診実施
プール活動	7~8月	【○】 合同ではありませんが、実施します。	園内3階屋上で水遊びの活動。
運動会		【×】 実施なし	
遠足	10月	【○】 実施あり	近隣の公園へお散歩で出掛けます
造形展	11月	【○】 幼稚園と合同で実施	敬愛の壁面活動を実施。
もちつき大会	12月	【○】 幼稚園と合同で実施	つきたてのおもちを頂きます。
保育発表会	2月	【×】 実施予定なし	

※幼稚園の宿泊保育や雪あそび、土日行事による代休で休園になる場合があります。

## ● にこにこけいあい 入会・利用申込みまでの流れ ●

◆申込受付 令和8年3月10日(火)~4月3日(金) 平日9~16時受付（毎月5日受付締切）

・各月定員になり次第、締切となります。 ・双子は2人分の申込となります。

2月27日~ 入会利用願書・必要書類（自動払込利用申込書・認定申請書類など）の配布

4月3日 申込書類一式を提出（毎月5日受付締切り）

4月10日 利用者選考・結果通知と内定者には保育のしおりを発送

吹田市へ一時預かり事業利用のオンライン申請（各自）

4月20又は21日頃 利用者の面接 → 入園許可

5月1日 利用開始（毎月1日~初登園）

・園の環境に慣れる為、1週間~10日間の慣らし保育にご協力下さい。

※各日程が土日祝の場合は、前倒しした平日とします。



### 令和8年度入会希望者の方対象に園見学を実施します。

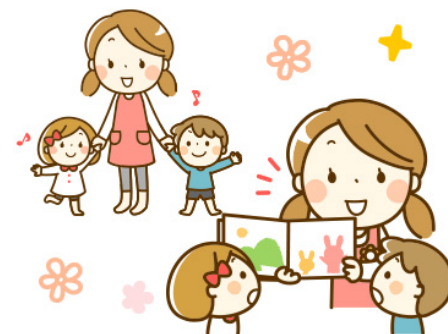
日時：2月24日(火) ~ 3月27日(金) 10時~午前中 自由見学になります。

※1日5組限定ですので、事前にお電話にてご予約下さい。

※以後は随時、自由見学を承ります。

※ご質問等ありましたら幼稚園までご連絡ください。

(電話番号；06-6875-1655)



# ● 提出が必要な書類 ●

## 提出書類一覧

提出書類については、本園指定の一時預かり事業利用願書と以下を確認の上で添付して期日までにすべて提出してください。提出不備は受理できません。

### 保育を必要とする事由を証明する書類について（保護者全員分が必要）

事由	必要書類	備考
利用希望対象者であること	入会利用願書 自動払込利用申込書 重要事項説明書の同意書	幼稚園事務所で発行します。
認定確認	3号認定支給認定証通知書	既に認定されている方は通知書を提出下さい。これから認定手続きをされる方は、申請書類の手順に従い、吹田市のオンライン申請して下さい。

利用調整の都合上、以下の書類もご提出下さい

事由	必要書類	備考	
就 労 (内定を含む)	雇用型勤務 ※1	勤務（内定）証明書 様式A※2 国の標準様式（簡易版）も 利用可能です。	
	自営		就労先で証明を受けてください。 複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。 育休を取得中の方は、育休期間を記載してもらってください。
	内職		保護者が代表者の場合、自身で作成してください。 業務委託先で証明を受けてください。
出 産	母子手帳の写し	分娩予定日の分かるページの写しを提出してください。	
疾病・障がい	診断書様式B※2 または障がい者手帳の写し	障がい者手帳の写しは、等級が記載された部分が必要です。	
介護・看護	診断書様式B※2 親子通園証明書※3等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）が対象の場合に限ります。	
求職活動	なし	勤務を開始することが決定次第、勤務（内定）証明書様式A※2を提出してください。	
就 学	在学証明書と時間割等	時間割等はタイムスケジュール様式C※2もしくは、自身で作成したもので構いません。	

※1 雇用主と3親等以内の親族関係がある場合、下記のとおり利用調整します。

雇用元が株式会社等の法人である。	雇用型勤務
雇用元が法人ではないが、自営業中心者としての拳証資料の提出がある。	自営業中心者
雇用元が法人ではなく、自営業中心者としての拳証資料の提出がない。	自営業協力者

自営業中心者の拳証資料は次ページ「その他の必要書類について（該当する場合に提出が必要）」を参照してください。  
保護者様から見て「夫婦、曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ、おば」が3親等となります。

※2 様式A、様式B、様式Cは別途資料参照。  
なお、申請日から起算して概ね6カ月以内のものでしか受付ができません。

※3 週4日かつ1日4時間以上親子通園されている場合はこちらをご提出ください。

**その他の必要書類について（該当する場合に提出が必要）**

該当する場合、提出が必須となるもの（提出がなかった場合は受付不可）		
世帯の状況		提出書類
1	吹田市へ転入予定の場合	市営住宅 市営住宅入居承認書 ※抽選における当選通知のみは不可。
		府営住宅 入居資格審査の合格通知 ※抽選における当選通知のみは不可。
		親族宅 親族が利用希望児童およびその保護者を同居させることに対する同意書 ※1
		賃貸・売買 住居の賃貸借・売買契約書または工事請負契約書（以下「住居の契約書等」という）等住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。※重要事項説明書は不可。
2	ひとり親世帯に <u>進ずる世帯</u> ※離婚成立済の方は添付書類不要です。	離婚調停の事実が分かる書類（調停中の場合） ※住民票の分離も必要です。（同一住所での世帯分離は不可）
該当する場合、提出書類がなくても申込は可能だが利用調整において減点などの影響が発生するもの ※2		
世帯の状況		提出書類
1	18歳以上65歳未満の親族が同居しているが、保護者に代わって利用希望児童を保育できない場合（世帯分離していても同居している場合は必要）	該当者の『保育を必要とする事由を証明する書類』8ページ参照 保護者と同等の認定要件が必要です。6ページ『2 保育所等を利用する要件（認定要件）』参照。
2	保護者が自営業中心者で、勤務実態が明らかである場合	開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書、業務に関する資格証等
3	自営業で、居宅内労働のうち危険物を取り扱う職種（大型機械、薬品、火器、刃物等）の場合	開業届、営業許可証、危険物取扱者免状等
4	保護者が吹田市内の認可保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合	保育士証・看護師免許証
5	保護者が吹田市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合	幼稚園教諭免許状
6	世帯共通項目9の加点を希望している転所申込者で市内転居予定の場合	転居予定先の住居の契約書等住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。※重要事項説明書は不可。

※1 指定の様式はありません。同居させる親族ご本人が作成をお願いします。

※2 利用調整における影響については利用調整基準表を参照してください。

**Q&A（よくある質問）【提出書類について】**

Q1. 準備が間に合わない書類があっても、申込はできますか。

A1. 転入を証明する住居の契約書（転入予定の場合）、母子手帳の写し（出産予定児の申込の場合）、離婚調停中の事実が分かる書類（調停中の場合）もしくはその他ひとり親の証明は、申込時にデータの添付がないと申込フォームの送信ができませんのでご注意ください。

提出書類の詳細については、吹田市へ転入予定で申込される場合は必ず確認ください。

Q2. 添付書類の不足・不備等がある場合は、連絡をもらえますか。

A2. 常時多数の申込があり、申込締切日までに全ての申込を確認することはできないため、個別に連絡をすることはできません。

Q3. 勤務（内定）証明書等の証明日が3か月前の日付ですが、有効ですか。

A3. 勤務（内定）証明書等の有効期間は概ね6か月程度としています。

Q4. きょうだい同時に申込をしますが、申込はそれぞれ必要ですか。

A4. 児童ごとの申込が必要です。お手数ですが2人分の申請を完了してください。

Q5. 両親のうち一方が単身赴任（海外赴任）をしていて別居している場合でも、両親分の勤務（内定）証明書等が必要ですか。

A5. 両親分の勤務（内定）証明書等が必要です。海外赴任の場合も同様です。

Q6. 現在高校3年生（申請時には17歳）の親族と同居中ですが、必要書類はありますか。

A6. 利用希望開始月初日時点で18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合、保育が必要な理由を証明する書類の提出がなければ、減点の対象とします。  
例) 平成20年5月1日生まれの兄が同居。令和8年5月申込をする場合。

申請時には17歳→令和8年5月1日時点では18歳のため、保育が必要な理由を証明する書類の提出が必要となります。

# 利用調整基準について 【重要】

利用にあたっては、利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に利用の案内を行うものです。そのため、利用調整を行うにあたり、保護者の就労状況・世帯状況等を正確に把握する必要があります。以下の利用調整上の注意点に十分留意し、必要な書類の準備をお願いします。

●申込内容は利用調整の公平性を担保するため、申込時の状況を入所後3か月間は維持していただく必要があります。申込後に勤務先が変わっている、就労時間が短くなっているなど申込内容と異なることが判明した場合は、内定取消や退所となります。ただし、変更後の状況の指数でも内定を維持できる場合は、この限りではありません。変更が発生した場合は速やかに幼稚園へご連絡ください。

## 1. 指数の判定

指数の判定にあたっては、申込締切日までに提出されている保護者の保育が必要な理由を証明する書類（勤務（内定）証明書、診断書等）を基に、利用調整会議を経て判定します。ただし、指数については雇用形態や給与体系、雇用主との関係（親族関係の有無）等を考慮し、総合的に判断して決定しますので、必ずしも申請した状況で採点が行われるものではありません。

## 2. 加点(減点)の条件

利用調整基準表の調整指数は、必要書類の提出があった方を対象に適用となります。調整指数の加点・減点に関する書類の提出がない場合、調整指数適用の条件を満たさないため、注意してください。詳細は利用申込案内『提出書類』及び『利用調整基準表』（別紙）を参照してください。加点（減点）の条件に関する書類の提出を幼稚園からお願いすることはありません。自身で確認のうえ申し込んでください。なお、書類を提出した場合でも利用調整において、指数の適用が認められない場合があります。

## 3. 申込状況に変更が生じた場合

利用申込手続き以降に世帯状況・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに幼稚園までご連絡ください。内容により、追加での聞き取りや書類の提出をお願いする場合があります。書類の提出期限に間に合わない場合、利用調整上不利になる可能性があります。申込状況の変更があるにもかかわらず、幼稚園にご連絡がなかった場合、申請状況に変更がないものとして扱います。

## 4. 利用開始後の就労状況の確認

就労を理由に保育所等の利用を開始した方は、利用開始後に「就労状況確認書」の提出が必要です（対象者には別途所定の様式を送付し、提出期限をお知らせします）。

## Q&A（よくある質問）【利用調整について】

Q1. 自分の指数は何点になりますか。

A1. 指数については、提出された申込書類を基に、園の担当職員が利用調整会議を行い決定します。そのため、結果確定前に指数をお答えすることはできません。ご自身の指数については『利用調整基準表』を参考にしてください。

Q2. 内定を辞退した場合、その後の利用調整で不利になりますか。

A2. 内定を辞退した場合は以後の利用調整で1年間減点が付きます。  
例) 令和8年4月からの利用内定を辞退した場合 ⇒ 令和9年4月選考まで減点適用。  
詳細は、『利用調整基準表』を確認してください。

Q3. 現在、育休中で復帰後は時短勤務予定です。時短勤務をすることで指数に影響はありますか。

A3. 時間短縮後の1月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間以上であれば、短縮前の雇用契約上の就業時間で利用調整を行います。120時間未満の場合は、短縮後の就業時間をもとに利用調整を行います。時間短縮勤務を検討されている方は、『勤務（内定）証明書』の「時間短縮勤務」の欄に必ず短縮後の勤務時間を入力してください。また、時間短縮勤務取得前と取得後で休憩時間が変わる場合につきましては備考欄にあります「※上記内容以外に特記事項がある場合に利用してください。」の欄に取得後の休憩時間を必ず記載してください。短縮後の勤務時間が未定の場合、予定している勤務時間の中で1番短い時間を入力してください。ただし、利用調整は入力いただいた勤務時間で行いますので注意してください。内定後、申請された勤務時間より短い時間での勤務になる場合、内定取消または退所になる場合があります。

## Q&A（よくある質問）【その他】

Q1. 内定通知をもらったら、入所決定と思ってよいですか。

A1. 利用内定＝入所決定ではありません。利用内定後から利用開始までの間に面談と健康診断が受けられなかった場合や、申請段階で重篤なアレルギーや病気、障がい、発達の遅れ等の申し出がなく利用内定後に判明した場合等、内定が取消になる場合があります。

## 5. 利用調整基準表

【父の基本指数】 + 【母の基本指数】 + 【調整指数】 = 【利用調整指数】

※ひとり親世帯の場合は、基本指数の最高点を加点します。

※利用調整指数が同点の場合、決定基準に沿って利用調整を行います。

※なお、利用調整基準は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

項番	保護者の状況			基本指数
	類型	細目		
1	就労	雇用型勤務	1月あたりの就労時間が160時間以上である	40
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	36
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	32
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	24
		自営中心者 非雇用型勤務	1月あたりの就労時間が160時間以上である	36
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	32
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	24
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	20
		自営協力者	1月あたりの就労時間が160時間以上である	32
			1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	28
			1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	24
			1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	20
			1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	16
		内職	1月あたりの就労時間が120時間以上である	20
1月あたりの就労時間が64時間以上120時間未満である	16			
2	出産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内の必要な期間（多胎妊娠の場合は前14週間前）		24
3	疾病 障がい	疾病	常時安静 長期にわたり常時安静・入院を伴う病気療養	40
			通院加療 長期にわたり安静・通院加療を要する	28
		障がい	重度 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級 (取得予定含む)	40
			中度 身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級 (取得予定含む)	28
軽度 身体障がい者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳3級 (取得予定含む)	20			
4	介護 看護	病気	入院 長期にわたり同居親族の入院付き添いにあたる	32
			在宅での 寝たきり等、居宅において同居親族を常時看護	28
		障がい	介護・看護 同居親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	20
			療育施設等への 親子通園	週20時間以上の親子通園
		週16時間以上20時間未満の親子通園		28
5	災害	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に常時あたっていること	40
6	その他	就学 (職業訓練を含む)	週30時間以上の就学	32
			週20時間以上30時間未満の就学	28

		週16時間以上20時間未満の就学	24
	高齢	高齢で保育が困難	40
	求職活動中	保護者が求職活動中の場合	12
7	その他市長が認める上記要件に類する状態にあること		

(世帯共通項目)

項番	世帯の状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の提出	+2
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(親族以外の同居人がいる場合や事実婚等は除く)	ひとり親世帯	離婚調停の事実がわかる書類(調停中の場合)、住民票の分離	+16
3	両親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により、両親以外の養育者に養育されている	両親以外が保護者である世帯	捜索願の受理証明書、拘禁証明書の提出	+8
4	父母のいずれかが長期間他の土地で就労等により常時家庭にいない(単身赴任・専門病院での入院治療等)	左記該当の世帯	勤務(内定)証明書と住居の契約書(単身赴任先が近畿圏内の場合のみ)の提出	+8
5	申込児童を認可外保育施設等(職場内託児所・企業主導型保育施設等を含む)に1月あたり64時間以上預けている	保育の認定要件により認可外保育施設等に預けられている児童	認可外保育施設等在園証明書の提出 (認可施設利用開始の前々月までに退所している場合は対象外) (育児休業中で利用をしている場合は対象外)	+2
6	兄弟姉妹が保育所等を利用中または利用申込中の場合	左記該当の世帯	利用(申込)施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合	+8
7	申込児童以外に小学6年生までの児童がいる場合	1人	—	+1
		2人以上	—	+2
8	多胎育児を行っている場合	2人	入所希望児童が多胎児の場合	+1
		3人以上		+2
9	自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合	転所希望申込の児童	利用施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合	+2
10	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合	65歳未満の同居祖父母がいる世帯	同居祖父母(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	-4
		祖父母以外の65歳未満の同居親族がいる世帯	祖父母以外の同居親族(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	-2
11	利用内定を辞退した場合	利用内定を辞退した児童	利用希望月から起算して過去1年以内の利用調整で内定辞退した実績がある場合	-8
12	利用申込締切日時点で児童(過去に在籍していたきょうだいも含む)の保育料滞納の累積で6か月分以上ある場合	保育料滞納実績がある世帯	—	-12

(就労に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
13	育児休業から復職する場合	保護者が育児休業を取得している世帯	勤務(内定)証明書等、育児休業取得中であることがわかる書類の提出	+2
14	自営業の勤務実態が明らかである場合	自営業中心者である保護者	開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等の提出	+4
15	居宅内労働の場合(大型機械、薬品、火器、刃物等の危険物を取扱う職種の場合を除く)	自営業で、かつ就労地点が居宅内の保護者	勤務(内定)証明書、開業届(自営)等の提出	-2
16	保護者が吹田市の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等に勤務する保育士、保育教諭、看護士である場合 ※項番19との重複不可	左記該当の保護者	保育士証、看護士免許の提出	+12
17	保護者が吹田市の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合 ※項番18との重複不可	左記該当の保護者	幼稚園教諭免許状の提出	+4

(就学に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
18	通信制大学・通信教育に在学している場合	左記該当の保護者	—	-2

(重複要件に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
19	同居親族または別居祖父母の介護・看護を行う必要がある場合	基本要件が「看護」以外の世帯	診断書及び介護保険被保険者証等の提出	+4

## 利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準

利用調整指数が同点のときは、順位が決まるまで以下の基準をAからBの順にあてはめて利用調整を行う。

適用 順位	基準
A	当初利用希望日からの経過期間が長い方
B	保護者の基本指数の合計が高い方（母子家庭又は父子家庭の場合は基本指数+40点）

（備考）

- ※ 就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問わないものとする。（休憩時間を含む。）  
ただし、時間短縮後の一月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間未満の場合は、時間短縮後の就労時間を基に利用調整を行うこととする。
- ※ 保護者ごとの基本指数の合計に調整指数を合算して、当該世帯の利用調整指数とする。ひとり親の場合は基本指数に40点を加算した値を基本指数とする。  
ただし、指数については保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 保護者の基本指数について、2項目以上に該当する場合は、保護者の申請する要件を基本指数とする。
- ※ 物理的に不可能な重複要件の場合、利用調整会議において指数の適用が認められないことがある。
- ※ 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、基本指数から40点を減することができるものとする。（求職活動を理由とする申込は除く。）
- ※ **利用調整に当たっては、世帯の利用調整指数を基本として、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。**

・調整指数適用の条件の対象であっても、調整指数の加点（減点）に関する書類の提出がない場合、加点の対象とはなりませんので注意してください。

### <注意事項>

保育士確保などの事情で保育ができない場合は事業を中止することがあります。その際は発生している費用はすべて返却致します。

## 吹田市定期利用保育多子世帯支援補助金のご案内

令和7年度に吹田市幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（以下、幼稚園型Ⅱという）を利用する子どもについて、利用料の一部を補助します。

### 対象者

幼稚園型Ⅱを利用しており、次の条件に当てはまる子ども

1. 住民税課税世帯である。※1・2
2. 対象児童が第2子以降に該当する。※3

- ※1 4月～8月は前年度の市町村民税課税状況、9月～翌3月分については当該年度の市町村民税課税状況から判定します。
- ※2 祖父母と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母の市町村民税額で判断します。
- ※3 保護者に監護され生計を一にしている子どものうち、最年長の子どもから数えて、第2子以降にあたる児童の利用料が対象となります。

### 補助内容

幼稚園型Ⅱの利用料のうち月額42,000円まで

保護者が園に支払う利用料と補助上限額を比較して、いずれか低い方の金額を補助金額とします。

- ※1 利用料とは、幼稚園型Ⅱの利用に要した費用のうち、日用品等、行事費、通園送迎費等の実費負担分を除いたものをいいます。
- ※2 補助上限額を超えた利用料は保護者の方のご負担となります。
- ※3 利用料に未納がある場合は補助対象外です。

### 課税関係書類の提出について

補助を希望する方については、（4月～8月）と（9月～3月）に分けて、吹田市で課税状況等を審査します。対象年度の市民税が未申告の方や他市町村から転入された方は、課税状況等の確認のため、課税関係書類の提出をお願いします。

なお、課税関係書類を提出いただいた場合でも、補助要件に該当しない場合は補助対象外となります。

	（4月～8月分）	（9月～3月分）
令和6年1月1日以前から吹田市に住居登録があり市民税が未申告の方	令和6年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出※1	令和7年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出※1
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに吹田市に転入した方	令和6年度住民税課税証明書※2・3を保育幼稚園室へ提出	
令和7年1月2日以降に吹田市に転入した方・単身赴任等で吹田市外にお住まいの方		令和7年度住民税課税証明書※2・3を保育幼稚園室へ提出

※1 勤務先から給与支払報告書が提出されている方や確定申告書を提出された方は不要です。

※2 証明書の名称は市町村によって異なります。

※3 配偶者の方が控除対象配偶者（又は同一生計配偶者）であることが課税証明書で分かる場合は、配偶者の方の課税証明書は不要です。

（補助金の支給に必要な手続きについては裏面をご確認ください。）

## 補助金の支給に必要な手続き

- (1) 補助金の支給を希望する場合、下記のQRコードを読み取り、オンライン申請にて交付対象者認定申請を行ってください。
- (2) 市で補助対象要件等を審査後、補助対象となる場合は対象者決定通知書を送付します。
- (3) 幼稚園型Ⅱを利用し、園へ利用料を納付してください。
- (4) 3か月ごとに市が各幼稚園へお子さまの利用状況を確認します。
- (5) 市から対象者へ交付申請書の提出依頼を行います。指定期限までにオンライン申請にて交付申請書を提出してください。
- (6) 市が申請書の内容を審査し、指定の口座へ補助金を支給します。

### 交付対象者認定申請（申請フォーム）



上記のQRコードを読み取り、申請を行ってください。

### 支給スケジュール

利用期間	交付申請書提出期限	補助金支給時期（予定）
令和7年4月～6月分	令和7年7月末	令和7年8月末
令和7年7月～9月分	令和7年10月末	令和7年11月末
令和7年10月～12月分	令和8年1月末	令和8年2月末
令和8年1月～3月分	令和8年4月末	令和8年5月末

※1 補助対象となるのは幼稚園型Ⅱを利用している期間に限ります。利用終了となった場合は、補助対象外となります。

※2 令和6年度又は令和7年度の市町村民税に税額変更等があった場合や世帯状況に変更があった場合、期間を遡って対象又は対象外になる場合があります。

### Q&A

No	問い	答え
1	補助金対象者通知が届きましたが、今年度はすべて補助対象となりますか。	4月～8月と9月～3月で補助要件が異なりますので、課税状況等により補助対象外となる場合があります。また、途中退園や市外転出した場合は、補助対象となるのは吹田市に居住していた期間に限ります。
2	補助対象者は幼稚園へ利用料を支払わなくてよいのですか？	償還払い（保護者が利用料を園に支払った後に、市から保護者へ補助金を支払う方式）にて実施します。したがって、補助対象者は幼稚園へ一旦利用料全額をお支払いいただく必要があります。
3	世帯状況や課税状況に変更があった場合はどうしたらよいですか。	年度途中から補助対象又は対象外となる場合がありますので、速やかに担当窓口までご連絡ください。

※ Q & Aに記載された内容以外で御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【問い合わせ先】 ☎564-8550（住所不要）

吹田市児童部保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当 電話：06-6384-1592